

和光市議会基本条例制定に向けて

和光市議会では、これまでに議会改革の一環として、本会議での一般質問における一問一答方式の導入や和光市議会議員政治倫理条例の制定等、さまざまな改革を積極的に進めてきたところです。

このたび和光市議会が目指している「市民に開かれた議会」をより推進するために、市民の多様な意見を把握するための意見交換会や市長等による政策の形成過程の説明等を盛り込んだ和光市議会基本条例の素案を今回、公表いたします。

この議会基本条例素案は、平成19年10月の第1回改革議運から計28回の協議や、昨年7月に開催した「議会改革の課題と議会基本条例の意義」の公開講演会のアンケート、意見交換を踏まえて成文化されたものです。

どうか市民の皆様の忌憚のないご意見をお寄せください。

これからも議員一人ひとりがその責務と役割を自覚し、研さんに努め、市長等との緊張関係を保持しながら、市民に開かれた議会、権能を発揮する議会を目指してまいります。

和光市議会
議長 野口 保

和光市議会基本条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会と市民との関係（第4条）

第4章 議会と行政の関係（第5条—第8条）

第5章 政務調査費（第9条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第10条—第12条）

第7章 議員の身分及び待遇、政治倫理（第13条—第15条）

第8章 議会に関する他の条例との関係及び見直し手続（第16条・第17条）

附則

地方分権の時代にあつて、地方議会の重要な責務は、憲法で定める議事機関として二元代表制の下、議決権等の権能を発揮することである。

この責務を遂行するため、既に和光市議会は、本会議一般質問における一問一答方式の導入、和光市議会議員政治倫理条例の制定等、さまざまな議会改革を積極的に進めてきたところである。

和光市の地理的、社会的特性に起因する諸課題に対応するため、議員一人ひとりがその責務と役割を自覚し研さんに努めるとともに、市長や他の執行機関（以下「市長等」という。）との緊張関係を保持しながら、市民に開かれた議会、権能を発揮する議会を目指して、ここに条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会活動及び議会運営に係る基本事項を定めるものとする。

解 説

※ 議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を明文化しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会に対する市民の関心が高まるよう努めること。

解 説

※ 基本的な議会の責務と活動原則として、市民に開かれた議会を目指し活動すること、市民の多様な意見を把握して、市政に反映させること、分かりやすい説明により傍聴意欲を高める議会運営に努力することを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を充実させること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする。
- (3) 議員は、個別的な事案の解決だけにとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

解 説

※ 基本的な議員の責務と活動として、議員相互の討議を尊重し充実させること、市民の意見を的確に把握するため不断の研さんに努め、市民全体の福祉向上を目指して活動することを定めています。

第3章 議会と市民との関係

(議会と市民との連携)

第4条 議会は、積極的にその有する情報を市民と共有し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議、委員会、全員協議会を原則公開とする。
- 3 議会は、議会報告会等、市民との意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

解 説

※ 求められる議会像として、議会活動に関して積極的に市民への情報公開と説明責任を果たしていくことを定めています。

定例会及び臨時会のほかに、議会に関する条例及び規則で定めた会議を原則公開とし、議会活動について市民と意見及び情報交換を行なう場を設け、政策提案の機会として活用することを定めています。

第4章 議会と行政の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第5条 議員が質疑及び質問を行うに当たっては、論点を明確にするよう努めるものとする。

2 議会審議における市長等と議会及び議員との関係は、緊張関係に努めるものとする。

3 一般質問においては、一問一答の方式により行うことができる。

解 説

※ 議会審議における市長等と議員との関係は、論点を明確にした活発な会議の充実を目指し、議会での一般質問は、市民に論点及び争点を明らかにするため一問一答方式をすでに導入しており、これを明文化し定めています。

(市長等による政策の形成過程の説明)

第6条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の資料を求めるものとする。

- (1) 政策の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 和光市総合振興計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 政策の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策のコスト計算
- (8) 市民参加の実施の有無と内容

解 説

※ 市長が重要な政策を策定するときは、議会に報告することを定めています。

市長から政策が議会に提案され、審議する過程においては、8つの事項について明らかにするよう、議会から市長に関連資料を求めることを定めています。

(予算及び決算における政策説明)

第7条 議会は、予算審議及び決算審査に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

解 説

※ 議会における予算審議及び決算審査については、議会での審議を尽くすことができるよう、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を求めることを定めています。

(計画等の報告事項)

第8条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市の機関」という。）が和光市市民参加条例に定める市民参加の対象となる事項（以下「対象事項」という。）に関する計画等を策定し、又は変更しようとする場合において、対象事項に関する計画等について案を公表し市民等から意見を募集しようとするときは、あらかじめ、策定又は変更の理由及びその概要の報告を求めるものとする。

2 議会は、市の機関が実施計画又は対象事項に関する計画等の策定、変更又は廃止をしたときは、遅滞なく報告を求めるものとする。

解 説

※ 議会は市の機関が対象事項に関する計画等を策定、変更する場合に、その計画等の案を公表し市民等から意見募集するときは、前もって策定、変更の理由及びその概要報告を求めること、また実施計画又は対象事項に関する計画等の策定、変更又は廃止をした時に議会が報告を求めることを定めたものです。

第5章 政務調査費

(政務調査費)

第9条 政務調査費に関しては、和光市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月27日条例第10号）に定めるところによる。

解 説

※ 和光市議会政務調査費の交付に関する条例に基づいて交付される政務調査費を、使途基準に基づいて適正に執行し、常に市民に対して説明責任を負うことを定めています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第10条 議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を強化するよう努めるものとする。

解 説

※ 議会の持つ権能を十分に発揮できるよう、議会に関する事務を処理する議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めることを定めています。

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、政策立案機能の向上に資するよう、議員研修の充実を図るものとする。

解 説

※ 議会において政策立案能力を高めるため議員研修の充実を図ることを定めています。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、適時に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

3 議会は、議会の活動を市民に周知するよう努めるものとする。

解 説

※ 市民に対して積極的に議会活動を周知するため、議会だよりを発行すること、ホームページ等情報技術を踏まえた多様な手段を活用して議会広報活動に努めることを定めています。

第7章 議員の身分及び待遇、政治倫理

(議員定数)

第13条 議員定数は、和光市議会議員定数条例（平成14年12月9日条例第35号）に定めるところによる。

解 説

※ 議員の定数は条例で定めています。

(議員報酬)

第14条 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項又は同法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

解 説

※ 議員報酬については、市民の直接請求があった場合及び市長が改正案を提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出することを定めています。

(議員の政治倫理)

第15条 議員の政治倫理は、和光市議会議員政治倫理条例（平成14年12月9日条例第36号）に定めるところによる。

解 説

※ 議員の政治倫理については、和光市議会議員政治倫理条例を遵守し、品位の保持に努めなければならないことを定めています。

第8章 議会に関する他の条例との関係及び見直し手続

(議会に関する他の条例との関係)

第16条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

解 説

※ この条例は和光市議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例（和光市議会委員会条例、和光市議会会議規則等）の制定又は改廃については、基本条例を基に整合を図ることを定めています。

(見直し手続)

第17条 議会は、議員の申出があったとき、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、必要があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

解 説

※ 議会は、この条例の目的が達成されているかについて検討を行い、検討の結果、必要であれば適切な措置を講じることを定めています。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。